

「法的分離」の実施に向けた検討事項

これまでの小委員会における審議を踏まえ、「法的分離」の実施に向けては、今後、以下のような事項につき検討するべきではないか。

1. 行為規制の詳細設計

第17回小委員会（本年12月3日開催）の資料3「3. 中立性確保のための行為規制」において、本小委員会における議論や電力システム改革小委員会制度設計WGにおける議論などを踏まえると、「法的分離」を実施する場合は、事業者に対し以下のような一定の行為規制を課すことが想定されるとした。これらの項目について具体的な制度設計を進めることとする。

（1）導管事業者としての中立性のより一層の確保

①取締役等の資格/就任・就職先に関する規律

導管事業者の取締役等の小売・調達等事業者の小売・調達等事業の意思決定に関与する取締役等との兼任を禁止することや、導管事業者の取締役等が退任後一定期間内に小売・調達等事業者の意思決定に関与する取締役への就任を禁止すること、など取締役等の資格や就任・就職先に一定の制限を設けるといった措置を講ずること。

②機関設計に関する規律

導管事業者の株主たる親会社が直接的に意思決定をすることとなる株主総会決議事項を限定するため、取締役会の設置を義務付けた上で、導管整備投資計画の決定等導管事業者の中立性を損なうおそれのある事項については、定款によっても株主総会決議事項とすることを認めないこととすること、など導管事業者の意思決定に一定の制限を設けるといった措置を講ずること。

③人事管理に関する規律

導管部門の中立性を害するおそれがないよう、導管事業者の導管事業に従事する従業員の小売・調達等事業者の小売・調達等事業に従事する従業員との兼任を禁止することや、導管事業者の従業員の退職後一定期間内にグループ会社の小売・調達等事業に従事する従業員となることを禁止すること、など人事異動や出向、退職後の就任等に一定の制限を設けるといった措置を講ずること。

④導管事業者と小売・調達等事業者間の業務委託に関する規律

グループ内の導管事業者と小売・調達等事業者が業務委託を行うに当たっては、グルー

プ会社以外の導管事業者や小売・調達等事業者との公平性に配慮し業務委託の適正性を確保する観点から、導管事業者が小売・調達等事業に関して業務委託を受ける場合には、グループ会社か否かを問わず同条件での受託とするといったなど、導管事業者と小売・調達等事業者の間の業務委託に一定の制限を設けるといった措置を講ずること。

(2) 導管事業者による利益等^(注)の小売・調達等事業者への移転の制限

ガス事業の健全な発達を確保しつつ、ガスの安定供給に必要となる資金調達に支障を来たさないようにする観点から、ガス事業に経験・知識を有する事業者がその企業規模を活かして資金調達をすることは意義がある。他方、グループ内外の事業者の公平性を確保する観点から、グループでの一括資金調達を認めた上で、一括調達した資金について導管事業者とグループ会社との融通や導管事業者とグループ会社との間で行う保証・担保提供・債務引受などについて通常取引の条件の範囲内で行わなければならないといった措置を講ずること。

(注)導管事業が取引により上げた収益または導管事業者が借入等により調達した資金をいう。

(3) 導管事業を行っていることにより小売・調達等事業に生じるメリット享受の制限

(社名、商標等に関する規律)

導管事業者に対して、中立性が求められる導管事業を行う者と外形的に判断できる社名とすること、導管事業者がグループ商標として、小売・調達等事業者と同一の商標を用いることを認めるが、独自商標の設定を義務付けること、といった措置を講ずること。

① 広告・宣伝に関する規律

規制分野を営む導管事業者の信用力・ブランド力を活用する目的で行うグループ会社による広告宣伝や導管事業者とグループ会社との協働での営業を禁止すること、といった措置を講ずること。

② 建物・システムを導管事業者と共用する場合に必要な基準等

建物について別フロアとすることなどにより他社との物理的隔離を担保し、かつ、イコールフットイングを確保しつつ、入室制限等を行うことや、システムについて論理的な分割をすること、といった措置を現行制度同様に講ずること。

2. 災害時対応等の保安における小売事業者と導管事業者の連携の在り方

第9回ガス安全小委員会（本年12月10日開催）で了承された資料2「ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について(案)」の3.(3)の「②大規模災害時対応」においては、小売を全面自由化する際の災害対応等における小売事業者と導管事業者の連携の在り方について、「自由化範囲の拡大に伴う制度の変更があったとしても、引き続き現

状と同等以上の対応により、二次災害を発生させない速やかで的確な初動の対応と早期の復旧が図られることが重要である。また、大規模災害の対応に関しては、各々の保安責任分担に応じた対応を行うことが基本であるが、被災エリア内の対応並びに被災エリア外への応援も含めて、新ガス導管事業者と新ガス小売事業者との協働により、両者とも日常の業務の役割の垣根を越えた柔軟な対応、各事業者が相互に連携できる仕組みが構築され、それらが機能するよう、災害対応力を高めていく必要がある。また、平時において両事業者が災害時における対応を予め検討するとともに、訓練等を通じて日頃から準備する必要がある。」とされている。この審議結果を踏まえ、今後、同小委員会において、災害時対応等の保安における新ガス導管事業者と新ガス小売事業者の連携の在り方について具体的な検討を行うこととしている。

3. 大手ガス3社による改善提案の着実な実施

大手ガス3社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）からは、第15回小委員会（本年10月30日開催）に「託送供給の中立性・透明性・利便性の向上を目指した新たな取組み」、第17回小委員会に「導管利用の公平性・利便性向上に向けた自主的な取組み」が提出された。この中で、以下のような改善策が提案されている。これらの提案された取組は、現行制度の下でも実施できるものであり、制度改正を待たずに速やかな着手を求める。そして、着手・実施状況については、随時、審議会などの場で報告を求めて検証し、必要に応じ更なる改善を求めることとする。

（1）新たな同時同量方式の導入

小口の託送供給について通常の同時同量より注入オペレーションが容易になり、通信設備のコスト負担も軽減する「プロファイリング託送方式」、及び導管の公平利用の観点から全ての小売事業者に等しいオペレーションを求める「ロードカーブ託送方式」の導入に向け、託送利用者との議論を通じ検討を進める。

（2）託送供給検討受付センター（仮称）の開設：平成27年（2015年）4月予定

自社小売部門及び新規参入者からの供給検討依頼について、受付する窓口を一本化する。社内外を問わず受付順に対応し、台帳により受付日と回答日を記録・保存する。新規参入者から要請があれば、進捗状況を開示する。また、供給検討の平均所要日数をホームページ上で公開する。なお、小売を全面自由化すれば、その内容を小口分野にも拡大する。

（3）需要家情報開示センター（仮称）の開設：平成27年（2015年）4月予定

自社小売部門及び新規参入者からの導管部門の需要家情報開示請求について受付する窓口を一本化。情報開示請求を書面にて受け付け、需要家の承諾の上、請求者に対して、当該需要家に関する情報（託送料金相当額、需要実績）を開示するための窓口を創設する。

(4) 託送検討ルールの改善及び公表内容の拡充：小売全面自由化実施時期の半年前予定
託送供給の検討料については、現行の一律的な体系から、接続形態や託送検討の内容によって、より実務負担を反映したきめ細かな料金体系へと移行する。加えて、現行小口分野を含めた託送供給検討料の体系整備を行うとともに、ホームページ上で検討料体系を常時公表する。

(5) 託送収支の公表様式の追加等による透明性向上

：平成 27 年度（2015 年度）実施分予定

託送収支計算書を公表する際に、収益及び費用ともに自主的な公表様式を追加する。現行のガス事業託送供給収支計算規則では求められていない、公認会計士による託送収支計算書の検証等、透明性向上の取組みを検討する。

(6) 導管・小売事業者による託送供給制度改善の検討会の創設

：平成 27 年度（2015 年度）予定

持続的な改善活動を行うため、当事者間の生の声による実効性ある改善を促進するべく、各ネットワーク単位で、導管事業者・小売事業者による合同の会議体を創設する。定例合同検討会や臨時個別検討会等を開催し、現状の取組みの検証、課題の共有、改善策の検討等を行う。

(7) 託送業務遂行における中立性確保に係る仕組みの創設

：平成 27 年度（2015 年度）予定

行政が、事業者の求めに応じて打ち合わせに参加する等、導管事業者の業務遂行における適正性を確認する。

(8) 託送料金原価から気化コスト除外

：平成 30 年（2018 年）3 月を待たずできる限り早期

気化コストと圧送コストの分離を早期に実施することにより、託送供給料金を低減する。

4. その他の導管利用の公平性・透明性・中立性向上の上で必要な措置

上記のほか、導管利用の中立性を確保し、新規参入者も含めた全ての小売事業者が公平かつ透明性のある形でガス導管を利用できるようにするため、以下の点についても早期に検討、実施していくこととしてはどうか。

(1) 託送供給料金の公平性・妥当性の精査の在り方

託送供給料金については、ガス小売に参入する全ての事業者、さらに全てのガス利用者

にとって、公平・透明・中立であり、かつ納得感が得られるものであることが必要、との意見があった。こうした観点に立ち、託送供給料金の公平性・妥当性、具体的には、託送供給原価の算定の基礎となる各費目に係る、算定方法の適正性及び内容の妥当性等について、精査の在り方を検討すべきではないか。

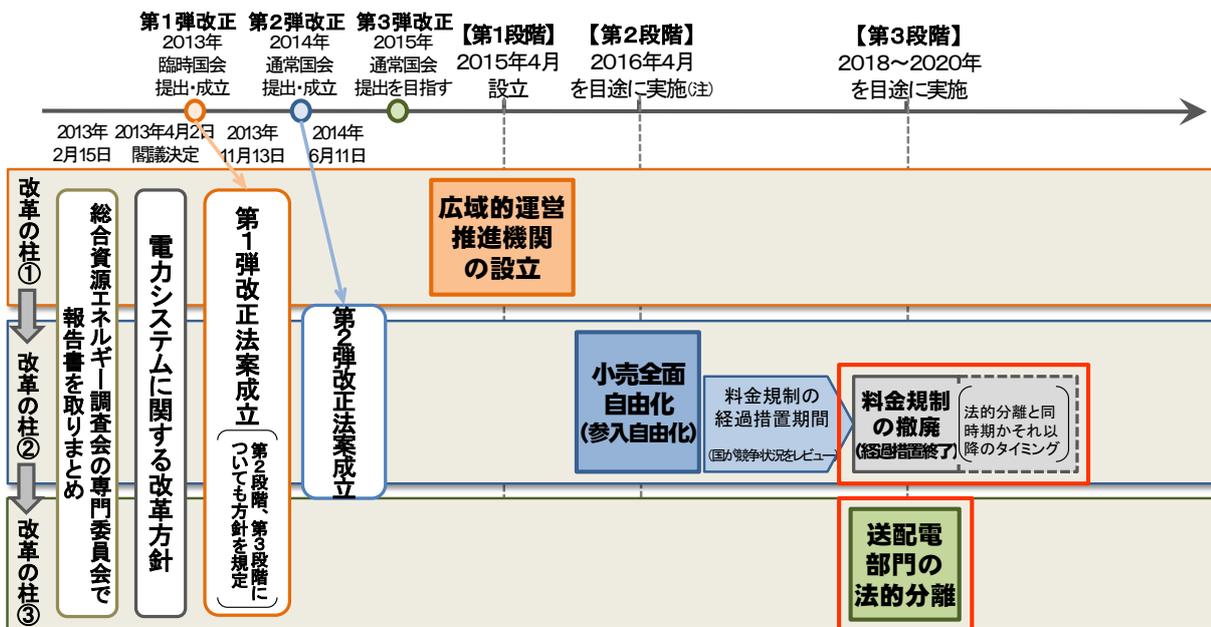
(2) 公平かつ透明性の高い同時同量制度の在り方

同時同量については、ガス導管の圧力維持にとって絶対的な手段ではないとの意見や、導管の貯蔵機能についてガス会社も新規参入者も公平に利用できる仕組みが必要との意見、また更なる競争促進を目指し、現在のオペレーションを抜本的に変えることも検討すべき、との意見があった。こうした意見も踏まえ、ガス小売に参入する全ての事業者にとって公平・透明・中立な制度とするため、現行制度にとらわれない、抜本的な見直しを行うべきではないか。

(3) 二重導管規制及び未熱調ガスの利用の在り方

二重導管規制については、現行の変更・中止命令の判断基準は、場合により新規参入を過度に規制しており緩和すべきとの意見や、消費者に相当大きな不利益が生じない限り発動すべきではないとの意見、未熱調ガスの柔軟な利用を図るために大幅に緩和すべきとの意見があった。こうした意見も踏まえ、変更・中止命令の判断基準について、抜本的な見直しを行うべきではないか。

【図表】電力システム改革の工程と電気事業法改正スケジュール



(※2015年目途:新たな規制組織)

(注)改革の第2段階の施行は公布日(6月18日)から2年6月を超えない範囲で政令で定める日とされており、2016年4月の施行を念頭に詳細制度設計を進めている。